

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 小 野 元 之

平成 2 2 年度科学研究費補助金の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が交付を行う平成 2 2 年度の科学研究費補助金のうち特別研究員奨励費については、このたび一部の審査を終了し、別添「平成 2 2 年度科学研究費補助金交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第 1 回）」（以下「内定一覧」という。）のとおり第 1 回交付内定をいたしましたので通知します。

ついては、内定一覧について、各研究代表者（特別研究員、又は外国人特別研究員の「受入研究者」）に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、別紙 3「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成 2 2 年度）」の内容を確認した上で、下記 I の提出書類を別紙 2 の方法により取りまとめ、日本学術振興会研究助成第一課（下記 II 参照）に、それぞれの提出期限までに提出してください。また、本年度において適用することを予定している補助条件は別紙 4 及び別紙 5 のとおりとなっていますので、この内容を研究代表者に周知するとともに、研究代表者から提出を受け研究機関が保管することとなっている書類（様式 A-2-3）については、これを取りまとめ保管してください。

新規の研究課題については内定通知受領後直ちに、継続の研究課題については 4 月 1 日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、各研究代表者に周知願います。内定一覧に記載している次年度以降の「交付予定額」については、下記 III の内容についてご注意ください。（必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。）

交付申請書（様式 A-2-1）に含まれる個人情報、科学研究費補助金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、国立情報学研究所のデータベースに収録し公開する予定です。

記

I 提出書類及び提出期限

提出書類	作成者	提出部数	提出期限
(1) 必ず提出する書類			
・ 交付申請書の提出書（様式 A-1）	研究機関	2 部（正・副）	5 月 2 4 日（月）
・ 交付申請書（様式 A-2-1）	研究代表者	2 部（正・副）	
・ 交付請求書（表紙）（様式 A-3）	研究機関	1 部	
・ 交付請求書（様式 A-4-1）	研究代表者	1 部	
(2) 必要に応じ提出する書類			
・ 科学研究費補助金振込口座届（様式 A-5） ・ 交付申請の辞退届等（表紙）（様式 A-6） ・ 交付申請の辞退届（様式 A-7） ・ 研究代表者の転出報告書（様式 A-8） ・ 交付内定後の研究代表者交替願（様式 A-9） ・ 育児休業等に伴う交付申請留保届（様式 A-10）	研究機関	各 1 部	5 月 1 4 日（金）
研究機関が保管する書類			
・ 科学研究費補助金の使用にあたっての確認書（様式 A-2-3）	研究代表者	各研究機関で定めてください	各研究機関で定めてください

（注） 各様式については、日本学術振興会ホームページ（<http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）からダウンロードして作成すること。また、上記ホームページにて「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載しているので活用すること。

II 提出先

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル内）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課
TEL 03-3263-1041, 0980, 0976
FAX 03-3263-9005

III 次年度以降の「交付予定額」について

内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

IV その他留意事項

1. 前々年度に交付を受けた科学研究費補助金の支出状況について、交付申請書を提出する際に、様式A-2-4を用いて報告してください。本様式は、年度毎に1回提出することとしますので、平成22年4月1日付け学振助一第1号、学振助二第2号「平成22年度科学研究費補助金の交付内定について（通知）」をうけて本様式を提出する研究機関については、今回提出する必要はありません。
なお、本報告については、前々年度に科学研究費補助金を管理していた研究機関を対象とします。
2. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究代表者を変更する必要が生じた場合には、速やかに上記IIに連絡してください。
3. 平成22年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）に応募した後、平成22年3月19日までに特別研究員辞退願又は外国人特別研究員の採用期間終了（短縮）届を提出した者の研究課題については、今回交付の内定を行っておりませんのでご注意ください。
4. 「特別研究員奨励費」（「外国人特別研究員」：研究分担者、その「受入研究者」：研究代表者）の場合には、研究代表者に直接経費の全額を配分してください。（研究分担者には分担金を配分できません。）

（添付書類）

- 別 添 「平成22年度科学研究費補助金交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第1回）」
- 別紙1 「平成22年度科学研究費補助金の交付内定・交付決定の日程（予定）」
- 別紙2 「交付申請書等の取りまとめ方法」
- 別紙3 「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成22年度）」
- 別紙4 「学振研究者使用ルール（補助条件）（平成22年度）」（特別研究員）
- 別紙5 「学振研究者使用ルール（補助条件）（平成22年度）」（外国人特別研究員）